

2025年9月11日

高知県教育委員会

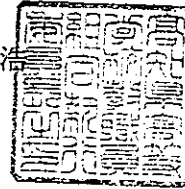
教育長 今城 純子 様

高知県教職員組合

執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合

執行委員長 谷内 康浩



「給特法改定」を受けての要求書

日頃からの教育行政推進へのご尽力に敬意を表します。

さて、6月に閉会した第217通常国会において、「公立の義務教育諸学校等における教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）をはじめ、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法等の一部を改定する法案」（以下、改定案）が成立しました。これは、教職調整額を段階的に10%まで引き上げること・主務教諭を設置することなどを主な内容とするものです。

しかし、この改定案は、様々な問題を含んでいると私たちは考えます。また、審議の中で改定案の不十分な点を補い、教職員の長時間過密労働解消のために重要な内容を含む附帯決議もつけられています。具体的かつ実効ある施策を進め、その実現のために下記の事項を要求します。また、この内容に関して、私たち組合と誠実な話し合いを持つように要望いたします。

記

1. 主務教諭を、導入しないこと。
2. 給与表の改定・新設が必要になった場合、1級・2級の給与表の引き下げ改定は行わないこと。
3. 教職調整額を引き上げる際に、義務教育等教員特別手当、給料の調整額などの他の手当の引き下げを行わないこと。
4. 「勤務実態調査」を県教委として行うこと。その際、実態把握のために、「持ち帰り業務」に関する調査項目に入れること。また、その調査に関して、職員団体も参加する「調査・検討委員会」を設けること。そして、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定において、職員団体を参加させること。
5. 校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることや改竄することがあった場合、懲戒処分の対象となることを、管理職に徹底するとともに、教職員全体に周知すること。また、持ち帰り残業とサービス残業の校長ら管理職による強要をさせないこと。
6. 県独自で今まで以上に定数改善を実施すること。
7. 教職員の持ち時数を削減すること。そのための県独自の措置を行うこと。
8. 「教育課程の編成の在り方」に関連し、県教委が行っている県版学テを止めるよう

検討すること。

9. 「臨時的任用教員の給与」は「二級発令」をすること。

10. 「専門スタッフの配置の拡充及び処遇改善」に関して、国の施策を待つことなく、高知県独自の改善を検討すること。その際、正規化・専任化を目指し、人員増に努めること。

11. 「部活動改革」に関して、県としても市町村支援などの財政措置を講ずること。

12. 「行政による学校問題解決のための支援体制の構築」や「スクールロイヤーのより積極的な配置」を早急に実現すること。

13. 「学校における労働安全衛生管理体制の整備」に関して、次の点を実現すること。

①県全体の教職員を対象とする総括安全衛生委員会を設置すること。その中に、組合代表も参加させること。

②「50人未満」の学校にも総括安全衛生委員会や産業医の配置が実現できるよう、県として財政支援を行うこと。

14. 「教育職員の採用選考の実施時期及び回数等」について、検討する会議を設置すること。その会議には、職員団体を参加させること。

以上